

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟定款

平成 28 年 6 月 24 日改定

平成 29 年 6 月 25 日改定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟と称し、英文名を JAPAN DANCESPORT FEDERATION (略称 JDSF) という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、わが国におけるダンススポーツの統一組織として、ダンススポーツの振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)ダンススポーツ競技会の実施、認定及び競技規則の制定
- (2)ダンススポーツに関する講習会等の実施及び啓発・普及活動
- (3)ダンススポーツ競技者、指導者及び審判員の育成
- (4)ダンススポーツ競技者、指導者及び審判員等の認定、資格付与及び規則の制定
- (5)ダンススポーツ技術に関する認定、資格付与及び規則の制定
- (6)ダンススポーツに関するサークル、クラブの育成及び認定
- (7)ダンススポーツに関する用具の検定、技術の研究、競技会システム及び審判システムの開発並びに供与
- (8)機関誌等刊行物の発行
- (9)ダンススポーツに関する国際的競技会及び国際会議への代表者の派遣並びに海外からの選手、役員及び指導者の招聘
- (10)国際オリンピック委員会 (IOC) に承認されたダンススポーツ国際組織に加盟してその行う事業への協力及び相互理解の促進
- (11)日本オリンピック委員会 (JOC) などの国内スポーツ組織への加盟及びその事業への協力

(12)その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
2 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人は、その公益事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1)ダンススポーツの用具等の販売
- (2)その他、前条各号に関連する事業

第3章 会員、社員及び加盟団体

(法人の構成員)

第6条 この法人に、次の会員を置く。

- (1)正会員 第14条第1項及び第2項の会員から選出された者並びに第14条第4項に定める加盟団体の代表者
- (2)一般会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人で第14条第3項の団体に所属する正会員以外の者
- (3)特別会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人で正会員、一般会員、賛助会員以外の者
- (4)準会員 この法人の目的に賛同する団体
- (5)賛助会員 この法人の事業を支援する個人又は団体

(入会手続き)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会できる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 8 条の支払い義務を 1 年を超えて履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(社員)

第 12 条 この法人は、正会員をもって社員とする。

- 2 本条第 9 項以外の正会員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の会員中から、所属する加盟団体又は主たる事務所毎に会員 200 名未満は 1 名、200 名以上 1,000 名未満は 2 名、以降 1,000 名を超えるごとに 1 名を加えて選出する。
- 3 前項の会員からの正会員を選出するため、一般会員、特別会員及び正会員による正会員選挙を行う。正会員選挙のための細則は、理事会において定める。
- 4 前項の正会員選挙において、一般会員、特別会員及び正会員は他の一般会員、特別会員及び正会員と等しく正会員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、本条第 2 項の正会員を選出することができない。
- 5 本条第 2 項及び第 3 項に係る正会員選出は、2 年に 1 度、5 月 31 日までに実施することとする。
- 6 本条第 2 項及び第 3 項に係る正会員が欠けた場合又は正会員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の正会員を選出することができる。補欠の正会員の任期は、任期の満了前に退任した正会員の任期の満了する時までとする。
- 7 本条第 2 項及び第 3 項に係る補欠の正会員を選出する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の正会員である旨
 - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の正会員の補欠の正会員として選任するときは、その旨及び当該特定の正会員の氏名
 - (3) 同一の正会員 (2 人以上の正会員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の正会員) につき 2 人以上の補欠の正会員を選任するときは、当該補欠の正会員相互間の優先順位
- 8 本条第 2 項の正会員の任期は、6 月 1 日から選任 2 年後の 5 月 31 日とする。
- 9 第 14 条第 4 項の加盟団体からの正会員は、代表者 1 名とする。
- 10 正会員が社員総会決議取り消しの訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「法人法」という。) 第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条) を提起している場合 (法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。) には、当該訴訟が終結するまでの間、当該正会員は社員たる地位を失わない (当該正会員は、役員を選任及

び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする。）。

- 11 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

（一般会員の権利）

第 13 条 一般会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

（会員の所属及び加盟団体）

第 14 条 一般会員及び第 12 条第 9 項以外の正会員は、第 3 項の加盟団体に所属するものとする。ただし、当該加盟団体が存在しない地域の一般会員及び正会員は、この法人の主たる事務所に所属するものとする。

2 特別会員及び特別会員から選出された正会員は、この法人の主たる事務所に所属するものとする。

3 理事会は、都道府県のダンススポーツを統括する団体を加盟団体として承認する。

4 理事会は、その他この法人の目的に必要な団体を加盟団体として承認する。

5 加盟団体は、この法人の事業に協力しなければならない。

第 4 章 社員総会

（構成）

第 15 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権限）

第 16 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5)定款の変更
- (6)解散及び残余財産の処分
- (7)その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 17 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 18 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第 19 条 社員総会の議長と議事録署名人は、当該社員総会において社員の中から選出する。

（議決権）

第 20 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

2 議決権については、法人法に規定された次に掲げる条項を適用する。

- (1)法人法第 50 条（議決権の代理行使）
- (2)法人法第 51 条（書面による議決権の行使）
- (3)法人法第 52 条（電磁的方法による議決権の行使）

（決議）

第 21 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1)会員の除名
- (2)監事の解任
- (3)定款の変更
- (4)解散
- (5)その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第23条 この法人に次の役員を置く。

- (1)理事 15名以上20名以内
 - (2)監事 3名以内
- 2 理事のうち会長1名、副会長2名以内、専務理事1名、常務理事若干名を置く。
 - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事並びにその他の理事のうち若干名を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐する。
 - 4 専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、会長及び副会長を補佐し、その日常業務を統括する。
 - 5 常務理事は、専務理事を補佐する。
 - 6 業務執行理事は、理事会からの委託に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 7 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、業務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第 28 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（役員報酬等）

第 29 条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（損害賠償責任の免除）

第 30 条 この法人は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を結ぶことができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第 113 条で定める最低責任限度額とする。

（名誉役員）

第 31 条 この法人に、名誉会長、顧問及び参与の名誉役員を置くことができる。

- 2 名誉役員の職務、任期、選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 名誉役員の報酬は、無償とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集等)

第 34 条 理事会は会長又は専務理事が招集して、そのいずれかが議長となる。

2 会長又は専務理事が欠けたとき又は会長又は専務理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事(会長が欠席のときは専務理事)は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 40 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 42 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた理由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 43 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。) には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益

認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は、齊藤斗志二とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款の施行後最初の加盟団体は、第 14 条の規定にかかわらず別表第 1 の通りとする。この定款の施行後最初の正会員は、別表第 1 の加盟団体及びこの法人の主たる事務所所属の一般会員により、第 12 条と同じ方法で予め行われる正会員選挙において最初の正会員として選出された者及び別表第 1 の加盟団体より第 6 条第 1 号の代表者として公益社団法人移行の登記の日の前日までに当該団体から届けられた者とする。なお、最初の正会員の任期は、第 12 条第 8 項にかかわらず、公益社団法人移行の登記の日から 2 年を経過する年の 5 月 31 日までとする。

附 則

この定款は、平成 28 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年 6 月 25 日から施行する。

別表第1 この定款の施行後最初の加盟団体
 (第14条第3項に該当する加盟団体)

加盟団体	加盟団体	加盟団体
北海道ダンス-ツ連盟	新潟県ダンス-ツ連盟	島根県ダンス-ツ連盟
青森県ダンス-ツ連盟	長野県ダンス-ツ連盟	岡山県ダンス-ツ連盟
岩手県ダンス-ツ連盟	富山県ダンス-ツ連盟	広島県ダンス-ツ連盟
宮城県ダンス-ツ連盟	石川県ダンス-ツ連盟	香川県ダンス-ツ連盟
秋田県ダンス-ツ連盟	福井県ダンス-ツ連盟	徳島県ダンス-ツ連盟
山形県ダンス-ツ連盟	静岡県ダンス-ツ連盟	愛媛県ダンス-ツ連盟
福島県ダンス-ツ連盟	愛知県ダンス-ツ連盟	山口県ダンス-ツ連盟
茨城県ダンス-ツ連盟	三重県ダンス-ツ連盟	福岡県ダンス-ツ連盟
栃木県ダンス-ツ連盟	岐阜県ダンス-ツ連盟	佐賀県ダンス-ツ連盟
群馬県ダンス-ツ連盟	滋賀県ダンス-ツ連盟	長崎県ダンス-ツ連盟
山梨県ダンス-ツ連盟	京都府ダンス-ツ連盟	熊本県ダンス-ツ連盟
埼玉県ダンス-ツ連盟	大阪府ダンス-ツ連盟	大分県ダンス-ツ連盟
千葉県ダンス-ツ連盟	兵庫県ダンス-ツ連盟	宮崎県ダンス-ツ連盟
東京都ダンス-ツ連盟	奈良県ダンス-ツ連盟	鹿児島県ダンス-ツ連盟
神奈川県ダンス-ツ連盟	和歌山県ダンス-ツ連盟	沖縄県ダンス-ツ連盟

(第14条第4項に該当する加盟団体)

全日本学生競技ダンス連盟
